

第7号議案

蒲郡市特別会計設置に関する条例の一部改正について

蒲郡市特別会計設置に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成28年2月24日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市特別会計設置に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

企業用地造成事業について、特別会計を設置する必要があるため提案する。

蒲郡市特別会計設置に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市特別会計設置に関する条例（昭和39年蒲郡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

本則の表に次のように加える。

| | |
|-----------------|--|
| 蒲郡市企業用地造成事業特別会計 | 企業用地造成事業収入、一般会計繰入金、借入金その他の収入をもってその歳入とし、企業用地造成の事業費、借入金の償還金及び利子、一時借入金の利子その他の支出をもってその歳出とする。 |
|-----------------|--|

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。